

平成25年(行ウ)第162号 事業認可処分取消請求事件

原告



被告 国

参加人 東京都

(処分行政庁 関東地方整備局長)

## 準備書面 (4)

平成26年7月18日

東京地方裁判所 民事第3部A1係 御中

参加人指定代理人

和久井 孝太郎



同

江村 利明



同

岩元 昭博



同

下門 祐子



(本件連絡担当)

本準備書面においては、原告第2準備書面に対する反論並びに求釈明申立書4及び同補充書に対する回答を必要な限りで行う。

#### 第1 原告第2準備書面について

原告らは、外環の2の計画内容は、大深度地下方式へと計画が変更された外環本線の都市計画との間で本質的な矛盾を抱えており違法であると主張する。

しかし、外環本線の都市計画と外環の2の都市計画は当初から別個のものであり、また、外環本線と外環の2は道路としても機能を異にするものであって、両者の計画が外環本線の計画変更後も並存することに何ら矛盾がないことは、準備書面(1)4～7頁において主張したとおりである。

また、沿道環境を保全し、移転等の影響を極力少なくすることは、外環本線を地下式へと変更する目的ではなく、変更する理由のうちの一つにすぎないのであって、外環の2の都市計画は外環本線の変更決定の目的と本質的に矛盾するものとなっており違法であるとする原告らの主張に理由がないことは、準備書面(1)11頁において主張したとおりである。

#### 第2 求釈明申立書4第2について

求釈明申立書4第2の求釈明事項は本件認可の対象区間外に係る事項であることから釈明の必要を認めないことは準備書面(3)で回答したとおりである。また、当該求釈明事項は外環の2の計画と外環本線の計画に矛盾があるとの主張を前提とするものであるところ、両者の計画に矛盾のないことは上記のとおりであるから、この点からも釈明の必要を認めない。

#### 第3 求釈明申立書4の補充書について

- 1 求釈明申立書4の補充書に記載の求釈明事項については、既に回答した事項についての回答を繰り返し求めるものであるうえ、本件認可の違法性との関連

性が明らかでないことから、回答の必要を認めないものの、今後当該事項に関する無用な求釈明が繰り返される煩を避けるため、一応回答しておくとして以下のとおりである。

- 2 事業地表示図（乙4）の「事業地を使用する部分」及び「事業地を収用する部分」についての区画線は、それぞれ平成19年の外環本線についての都市計画変更決定及び昭和41年の外環の2についての都市計画決定において都市計画の対象とされた区域を、本件申請に際して図面上に引き写したものであって、これについて会議を開催することは法令上求められていない。
- 3 なお、原告らからは、本件認可の違法性との関連性が明らかでないばかりでなく、釈明を求めている事項について明確にするよう裁判所から釈明を求められるなど、釈明を求めている事項が何であるかすら不明瞭な求釈明が繰り返されているが、今後もこのような求釈明に対しては回答する必要を認めない。